

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（案）

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について¹において、復興・創生期間²後における復興の基本的方向性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」³において、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、令和元年内にその基本方針を定めることとした。

これを踏まえ、これまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について、東日本大震災復興基本法⁴第3条の規定に基づき、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を定める。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

I. これまでの復興施策の総括

東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震が発生し、津波により広範囲にわたる甚大な被害が生じるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、多くの住民が避難を余儀なくされ、産業への打撃や風評被害が発生するなど、未曾有の複合災害となった。

過去の大規模災害と比しても極めて甚大な被害が生じたことを受けて、復興に当たっては、東日本大震災復興基本法が制定され、同法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」⁵を定めた上で、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律⁶等の各種法令に基づく措置に加え、「復興財源フレーム」の策定、特例措置の法制化、被災地方公共団体の人的・財政的支援等の復興を支える仕組みを整備し、各分野における様々な施策を講じる等、前例のない手厚い支援を実施した。

¹ 平成 31 年 3 月 8 日閣議決定

² 平成 28 年度から令和 2 年度末まで

³ 令和元年 6 月 21 日閣議決定

⁴ 平成 23 年法律第 76 号

⁵ 平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定

⁶ 昭和 37 年法律第 150 号

このような取組により、復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げの段階に入っており、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっている。

他方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっており、これまでの復興施策の総括を踏まえた対応が必要である。

上記の現状を踏まえ、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針を定めるに当たり、以下のとおり、これまでの復興施策を総括する。

1. 各分野における取組の総括

(1) 被災者支援（健康・生活支援）

① 心のケア等の被災者支援

（成果）

- ・ 広範囲にわたる建物の倒壊等の甚大な被害の発生に伴い、発災直後には、最大で約 47 万人の避難者が生じ、当面の住まいの確保に向け、災害救助法⁷に基づき、最大で約 12.3 万戸の応急仮設住宅を供与した。その後、災害公営住宅や高台移転の整備、被災者生活再建支援法⁸に基づく被災者生活再建支援金の支給等により、恒久住宅への移転が進捗し、避難者数は約 4.9 万人⁹に減少し、地震・津波被災地域においては、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指している。
- ・ 避難生活の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅での新たな生活の定着に向けた課題等に対応するため、被災者への住宅・生活再建に関する相談対応、見守り・日常生活支援、コミュニティ形成支援等の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援が実施され、見守り等の支援が必要な世帯の減少等が見られる。

（今後の課題）

- ・ 地震・津波被災地域における地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、例えば復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、生きがいくりのための「心の復興」、見守り・生活相談等の被災者支援について、一定期間の継続も含め、復興・創生期間後の支援のあり方を検討する必要がある。
- ・ 原子力災害被災地域等から避難している方々の避難生活の長期化や帰還先の状況等を踏まえ、引き続き丁寧な支援を実施する必要がある。

⁷ 昭和 22 年法律第 118 号

⁸ 平成 10 年法律第 66 号

⁹ 令和元年 11 月時点

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 地方公共団体やNPO等の民間団体等様々な関係者の協働の下、復興のステージに応じ、様々な被災者支援に資する事業が講じられてきた。被災後の円滑な体制整備のため、平時から地方公共団体やNPO等の民間団体等の関係者間のネットワークを構築しておくことが重要である。
- ・ 地方公共団体やNPO等の民間団体等の関係者が参考にできるよう、好事例等を収集し、教訓やノウハウを取りまとめる必要がある。

② 被災した子どもに対する支援

(成果)

- ・ 東日本大震災により被害を受けた学校施設について、地震・津波被災地域においては、おおむね復旧が完了している。
- ・ 避難生活の長期化や親を亡くしたこと等の東日本大震災の影響を受けている子どもに対して、特別な教員加配やスクールカウンセラー等の配置による学習支援、被災に起因した経済的理由から就学困難となった子どもへの就学支援等により、教育環境を確保した。

(今後の課題)

- ・ 学習支援や心のケアを必要とする児童生徒、被災に起因した経済的理由により就学が困難である児童生徒が引き続き存在する状況を考慮し、原子力災害等による復興の進捗の違い、一般施策との区分の明確化、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、子ども及び学校への支援のあり方を検討する必要がある。
- ・ 原子力災害被災地域における学校等の再開支援、ふたば未来学園や再開した学校等における魅力ある教育環境づくりに向けた継続的な支援が必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 学校における事前防災の重要性が再認識されたことを踏まえ、平時からの学校における防災教材の配布や避難訓練を始めとする体験型の取組等の防災対策や意識啓発が必要である。

(2) 住まいとまちの復興

① 住まいの再建、復興まちづくり、生活環境の整備

(成果)

- ・ 災害公営住宅及び高台移転については、国の直轄調査や地方公共団体からの応援職員派遣等による支援を受けて、被災地方公共団体が被災者の意向を踏まえた規模の設定や必要に応じた計画の見直しを行いつつ整備を進め、復興・創生期間内に、災害公営住宅約3万戸及び高台移転による住宅用の宅地

約 1.8 万戸が完成見込みである¹⁰。

- ・ 被災者生活再建支援金の支給等により、被災者の生活再建を支援し、生活の安定と被災地の速やかな復興に寄与している。

(今後の課題)

- ・ 土地区画整理事業等により造成された宅地等について、被災者の意向の変化により活用されていない宅地等が生じており、まちのにぎわい創出に向けて、地方公共団体による土地の有効活用に関する取組の推進が必要である。
- ・ 防災集団移転促進事業により取得した移転元地等については、利用計画の策定や具体的な利用ニーズに応じた利活用を図る地方公共団体の取組の推進が必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 住宅再建・復興まちづくりの加速化のために実施した制度の運用改善や手続の簡素化等の措置について、ノウハウや仕組みの継承が必要である。
- ・ 地方公共団体は、早期かつ的確な復興事業の計画策定のため、関係機関と連携し、地域特性や被害想定を確認し、想定される課題の共有、復興の体制や手順の検討、各種事業に活用できる用地候補の検討等の事前準備を行うことが必要である。

② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

(成果)

- ・ 太平洋沿岸部を中心に、膨大な災害廃棄物及び津波堆積物が生じたが、福島県の一部を除き、その処理を完了している。
- ・ 被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等の交通インフラや海岸防災林等の整備が進み、原子力災害被災地域を除き、事業完了の目途が立ちつつあり、こうした交通・物流網等を通じて、内陸における生産拠点の集積と沿岸部の港湾の結びつき等の復興効果が現れている。

(今後の課題)

- ・ 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網等の整備に当たっては、令和元年台風第 19 号等の被害による影響が復興に支障を来すことがないように、復興・創生期間内の一日も早い事業の完了に向けた取組が必要である。
- ・ 復興のために整備されたインフラについては、今後とも管理主体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 災害廃棄物については、平時から専門家のネットワークによる支援体制の構築、処理計画の策定、地域での共同訓練の実施など、廃棄物処理を円滑に

¹⁰ 原子力災害からの長期避難者向け災害公営住宅のうち整備を保留しているもの及び原子力災害に伴う避難先から帰還した住民向けの災害公営住宅を除く。

実施する体制を構築することが必要である。

- ・ 交通・物流網等の整備に当たっては、関係機関が連携し、個別の箇所ごとに工事の進捗管理を徹底することが重要である。

(3) 産業・生業の再生

① 産業復興の加速化

(成果)

- ・ 中小企業等グループ補助金による事業者の施設及び設備の復旧、企業立地補助金による工場等の新增設、被災代替資産等の特別償却等や復興特区税制の特別償却等の特例措置等により、産業・生業の再生が進み、岩手県、宮城県及び福島県における製造品出荷額等はおおむね震災前の水準に回復した。

(今後の課題)

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要である。
- ・ 中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金による支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等において、これまでの復興状況等を踏まえて、対象地域を重点化した上で、支援の申請・運用期限の延長を含め、適切な見直しが必要である。
- ・ 復興特区税制については、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討が必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の活動状況を把握し、発災時の支援を検討しておくことが、発災時の迅速な支援に寄与する。
- ・ 事業者が補助金等を活用する際に、市場動向に係る情報提供や返済計画に係る助言をより積極的に行うことが重要である。
- ・ 専門人材を活用した被災事業者の支援に当たっては、域内外の専門人材を丁寧に発掘し、積極的に活用していくことを検討する必要がある。

② 観光の振興

(成果)

- ・ 令和2年までに東北6県の外国人延べ宿泊者数を「150万人泊」とする目標に向けて、平成28年を「東北観光復興元年」と位置付け、海外主要市場向けのプロモーションや地方公共団体のインバウンドを呼び込む取組の支援等の観光復興を推進したこと等により、平成28年以降、東北6県の外国

人延べ宿泊者数は全国を上回る伸び率で堅調に推移しており、震災前の水準を大幅に上回っている。

(今後の課題)

- ・ 東北各県による自立的な観光施策の更なる展開を図る必要がある。
- ・ 福島県については、平成 23 年の震災以降の期間全体を通してみると、延べ宿泊者数の伸び率が全国と比して特に低い水準にとどまる等、根強く残る風評被害への対策を進める必要がある。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 復興ツーリズムのように、災害の経験や教訓、復旧・復興状況を現地で直接体験できるプログラムは、教育旅行や研修旅行等にも活用でき、災害に関する知識や意識の向上を促し、今後の防災・減災対策に資する。

③ 農林水産業の再生

(成果)

- ・ 地震・津波被災地域においては、農地・農業用施設、木材加工流通施設、漁港施設、水産加工施設などの農林水産関係インフラについて、復旧はおおむね完了している。また、このような復旧とあわせて、農地の大区画化など生産の効率化・高付加価値化の取組も進んでいる。
- ・ こうした中、岩手県及び宮城県の農業産出額・林業産出額は、概して全国と同水準となるなど、震災前の水準に比して回復が見られる。

(今後の課題)

- ・ 地震・津波被災農地等の整備の完了を目指すとともに、特に復旧が遅れている福島県における営農再開への支援が必要である。
- ・ 漁業の水揚げの回復を進めるとともに、地震・津波被災地域の中核産業である水産加工業について、販路回復の取組等を通じた売上げの回復を進めることが必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 被災した生産インフラの復旧とあわせて、被災した事業者に対し、販路喪失等により生じる営業上の損害を回復させるための支援施策を講じることが重要である。
- ・ 復旧にとどまらず、農地の大区画化、最先端の生産技術の導入、高付加価値型作物への転換などの産地の高度化に資する支援施策を講じることが重要である。

(4) 原子力災害からの復興・再生

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

(成果)

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所については、原子炉の冷温停止状態の達成

後、中長期ロードマップ¹¹に基づき、使用済燃料プールからの燃料取出しの一部を完了し、残りの取出し開始に向けた準備作業を進め、また、燃料デブリの取出し開始に向けた内部調査等を実施している。

(今後の課題)

- ・ 引き続き、中長期ロードマップに基づき、安全確保を最優先に、地域社会とのコミュニケーションを強化しつつ、着実に作業を進めるとともに、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進することが必要である。
- ・ 多核種除去設備等で浄化处理された水の取扱いについて、風評被害等の社会的な観点も含め、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会における総合的な議論を行い、政府として結論を出していくことが必要である。また、国内外に対して、科学的根拠に基づく正確な情報発信・情報開示を継続することが重要である。

(今後の廃炉作業に向けた教訓)

- ・ 新たに判明した事象に応じて、作業中に生じ得るリスクを踏まえ、安全対策の追加や作業内容の変更等の柔軟な見直しを行うことが必要である。
- ・ 作業ミスによるトラブルで地元から不安の声が上がっていることを踏まえ、作業員の技術レベルの向上や、東京電力によるマネジメント能力の強化を図ることが重要である。
- ・ 廃止措置等に向けた取組を効率的かつ効果的に進めるため、海外での知見・経験を十分に活用していく等、国内外の叡智^{えいち}の結集と活用が重要である。
- ・ 長期に及ぶ廃炉を実施する上で、地域・社会の理解を得ることが不可欠であり、住民等の方々との双方向のコミュニケーションの充実を図ることが重要である。

② 放射性物質の除去等

(成果)

- ・ 平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法¹²及び同法に基づく基本方針¹³等に基づき面的除染を完了した。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等を搬入する中間貯蔵施設について、福島県・大熊町・双葉町等の理解・協力のもと整備が進められており、

¹¹ 東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（平成 29 年 9 月 26 日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

¹² 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

¹³ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）

約 7 割の用地を取得し、輸送対象物量の約 3 分の 1 を搬入した¹⁴。仮置場の原状回復、返地も進んでいる。また、福島県内の特定廃棄物等の埋立処分施設への搬入を進めており、搬入目標の約 3 割を搬入した¹⁵。

(今後の課題)

- ・ 仮置場について、令和元年台風第 19 号による被害が生じたことも踏まえ、今後の災害も想定した適切な管理を徹底する。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）の中間貯蔵施設への安全・速やかな輸送を継続し、仮置場からの除去土壌等の早期搬出を進める。搬出の完了した仮置場については、原状回復を行い、営農再開等に向けた取組を推進することが必要である。また、福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上¹⁶「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。県外最終処分の実現に向けて、最終処分量の低減のため、政府一体となった減容・再生利用等の推進が必要である。減容・再生利用等の推進に当たり、実証事業等を通じて安全性を確認し、再生利用の必要性や放射線に係る安全性についての理解を醸成することが必要である。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組が必要である。
- ・ 福島県内の特定廃棄物等については、埋立処分事業の安全性等についての情報発信と埋立処分施設への搬入の継続が必要である。また、福島県以外の指定廃棄物については、処分量低減のための取組の推進と地方公共団体ごとの丁寧な対応が必要である。

(今後の取組に向けた教訓)

- ・ 関係機関間で連携・調整しつつ、住民を始めとする関係者の理解を得ながら取組を進めることが重要である。理解を得る際は、情報発信だけでなく、情報を基にした地域での対話等を通じて信頼と理解を深めることが、広く住民と良好な関係を構築して事業を推進するために重要である。

③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果)

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示については、平成 26 年以降順次解除され、平成 31 年 4 月に大熊町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域が避難指示解除されたことにより、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除された。避難指示が解除された地域においては、福島再生加速化交付金等の支援により、住民の帰還に向けた生活環境の整備

¹⁴ 輸送対象物量：約 1,400 万 m³、搬入済：約 502.5 万 m³（令和元年 11 月末時点）

¹⁵ 搬入済：約 10 万 2 千袋（令和元年 11 月末時点）

¹⁶ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）

が進展している。こうした取組により、最大で約 16.5 万人であった福島県からの避難者数は約 4.2 万人¹⁷まで減少するとともに、避難指示が解除された区域全体における居住者数は、平成 29 年 4 月時点で約 0.4 万人（住民基本台帳登録者数は約 7.5 万人）、平成 30 年 4 月時点で約 0.9 万人（同登録者数は約 7.3 万人）、令和元年 11 月時点では約 1.3 万人（同登録者数は約 7.0 万人）と徐々に増加している。

- ・ 6 町村¹⁸の特定復興再生拠点区域において、家屋等の解体・除染等に着手し、令和元年度末までに予定される JR 常磐線の全線開通にあわせて、同拠点区域内の各駅周辺の避難指示の先行解除を目指すとともに、令和 5 年春までの同拠点区域全域における避難指示解除を目指している。
- ・ 一方で、避難生活が長期化している方々もいることから、全国 26 か所に生活再建支援拠点が設置され、情報提供・相談支援が行われているほか、子ども被災者支援法¹⁹の下で、公営住宅の入居に際しての収入要件の緩和が行われるなど、様々な支援策が実施されている。

（今後の課題）

- ・ 住民の帰還に向けた生活に必要な環境整備を進めるとともに、域外からの移住の促進や交流人口・関係人口の拡大のための更なる取組が必要である。
- ・ 6 町村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた家屋等の解体・除染やインフラ復旧、さらには、鳥獣被害対策、生活環境の整備等の推進が必要である。帰還困難区域を抱える地方公共団体の状況は、それぞれ大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進することが必要である。
- ・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。このため、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域について、各地方公共団体の実態や意見を踏まえて、土地活用のあり方等も含めて検討を進める必要がある。
- ・ 原子力災害被災地域等から避難している方々の避難生活の長期化や帰還先の状況等を踏まえ、引き続き丁寧な支援を実施する必要がある。

（今後の大規模災害に向けた教訓）

- ・ 被災後の円滑な体制整備のため、平時から地方公共団体や NPO 等の民間団体等の関係者間のネットワークを構築しておくことが重要である。
- ・ 大規模災害により被災者が広域的に避難した場合においては、避難者への

¹⁷ 令和元年 11 月時点

¹⁸ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村

¹⁹ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）

情報提供や相談体制を全国的に整備した今般の取組が参考となる。

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果)

- ・ 福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指す福島イノベーション・コースト構想²⁰に基づき、廃炉、ロボット、エネルギー等の各拠点の整備が進捗し、新たな産業の創出、原子力発電関連産業に代わる中核産業の形成及び教育・人材の育成に寄与している。
- ・ また、福島再生加速化交付金による産業団地造成や企業立地補助金等を通じて、被災地における企業進出が進展しており、福島県内総生産額は、震災前の水準を回復している。

(今後の課題)

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真²¹を踏まえ、福島の浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要である。
- ・ 福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・産学官連携による新産業創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への情報発信等を推進するため、国内外の人材が結集する国際教育研究拠点を構築することが課題である。

(今後の大規模複合災害に向けた教訓)

- ・ 複合型の大規模災害からの産業復興は、原状回復が著しく困難であり、住民の帰還支援、事業の復旧支援に加え、被災事業者の事業再開支援や域外からの新たな活力の呼び込み等による新産業の創出も必要である。

⑤ 事業者・農林漁業者の再建

(成果)

- ・ 国・福島県・民間からなる福島相双復興官民合同チーム²²による事業者及び農業者への個別訪問等を通じて、個々の事情に応じたきめ細かい支援を実

²⁰ 東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島の浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、福島の浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す構想

平成 26 年 6 月、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめた。福島特措法の平成 29 年改正において同構想を法律に明記し、福島県が同構想等の実現に向けた重点推進計画を策定し、平成 30 年 4 月内閣総理大臣が認定。

²¹ 福島イノベーション・コースト構想を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、福島県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を取りまとめた（令和元年 12 月経済産業省・復興庁・福島県）。

²² 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災事業者の自立へ向けた支援策を実施するため、国・福島県・民間からなる主体として平成 27 年 8 月に設置。

施し、約 2,700 の事業者が地元又は避難先等で事業を継続・再開し²³、約 350 の農業者が営農を再開している²⁴。

- ・ 原子力災害被災 12 市町村²⁵の農地については、帰還困難区域を除いて除染が完了している。
- ・ 福島県の漁港の大部分は復旧が完了している。

(今後の課題)

- ・ これまで、事業者・農業者への支援を着実に進めてきている一方、避難指示等の解除の状況等により、被災地域ごとの事業・生業の再建の状況は様々である。このため、引き続き、福島相双復興官民合同チームを通じた事業者及び農業者へのきめ細かい支援や広域的なまちづくりへの支援等が必要である。
- ・ 農業分野では、原子力災害被災 12 市町村において、営農再開面積が 3 割弱にとどまるため、これまで行ってきた被災農業者への支援や農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、ため池等の放射性物質対策、鳥獣被害対策等により引き続き営農再開を促進することに加え、最先端の技術を活用した大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向けて、外部からの参入も含めた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図る必要がある。
- ・ 森林・林業分野では、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向けて、放射性物質対策と一体となった森林整備、原木林や特用林産物の産地再生、木材製品の安全証明体制の構築やバーク（樹皮）の有効利用等の推進、里山再生モデル事業の成果等を踏まえた的確な対策の実施が必要である。
- ・ 水産業分野では、試験操業が続く福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は震災前の 15%にとどまっていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の開拓等による本格的な操業再開への取組を進める必要がある。また、水産加工業について、販路の回復・開拓を図る必要がある。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 事業・生業の再建については、個々の事業者の多様なニーズに応じた個別訪問等を通じたきめ細かい支援を行うことが重要である。

⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 (成果)

²³ 令和元年 12 月時点

²⁴ 平成 30 年 12 月時点

²⁵ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- ・ 「風評対策強化指針」²⁶及び「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」²⁷に基づく情報発信等により、福島県産品と全国平均との価格差は徐々に縮小している。また、消費者意識の実態調査²⁸において、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は減少傾向にある。
- ・ 当初 54 か国・地域において輸入規制が行われたが、33 か国・地域が輸入規制を撤廃、19 か国・地域が輸入規制を緩和している²⁹。

（今後の課題）

- ・ 復興の状況や放射線に関する科学的な知識等の効果的な情報発信、農林水産品のブランド力向上と販路拡大に向けた生産・流通・販売の各段階に応じた取組により、いまだ根強く残る農林水産業等への風評被害への対応を進める必要がある。
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、世界中の人々に復興しつつある被災地での競技開催や福島の J ヴィレッジをスタート地とする聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組を発信することが重要である。
- ・ 21 か国・地域において輸入規制措置が依然として残っており、海外における風評対策等の措置が必要である。
- ・ 被災者の適切な健康管理や健康不安の解消に向けた取組が必要である。
- ・ 改訂した放射線副読本について、令和元年度内に取りまとめる活用状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、学校現場での一層の活用を促す必要がある。

（今後の大規模災害に向けた教訓）

- ・ 多様なメディアを活用した上で、国内のみならず国外に対しても積極的な情報発信が重要である。

（５）「新しい東北」の創造と多様な主体との連携

① 「新しい東北」の創造

（成果）

- ・ 被災地が課題先進地であることを踏まえ、単なる原状復帰にとどまらず、人口減少や産業の空洞化といった日本全国の地域が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向けて、民間の人材やノウハウを最大限活用して、モデル事業、「結の場」等の企業間のマッチング

²⁶ 平成 26 年 6 月 23 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

²⁷ 平成 29 年 12 月 12 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

²⁸ 風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 12 回）（消費者庁）

²⁹ 令和元年 12 月時点

の場の提供を通じた事業連携、専門家派遣等の取組により、コミュニティ形成等の地域課題の解決や、地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出されている。

(今後の課題)

- ・ 蓄積したノウハウの普及・展開を図り、被災地において地域課題に取り組む主体が、地方創生の施策の活用等により、持続可能な活動を行うことができる環境整備が重要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 被災地内外の地方公共団体・民間団体・住民等の多様な主体がそれぞれの知見・経験を共有し、互いに活かす場の設定が重要であり、多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境を整備することが重要である。

② ボランティア、NPO 等の多様な主体との連携

(成果)

- ・ 復旧・復興の各段階で、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体が力を発揮し、産業再生、復興まちづくり、コミュニティ再生支援等の幅広い分野で行政機関等と連携した事業を実施してきた。

(今後の課題)

- ・ 復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められており、引き続き、NPO やボランティア等の団体の活動への期待や果たすべき役割は大きい。このため、復興期間を通じて培ってきた多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活用しつつ、地方創生を始めとする政府全体の施策を活用して、持続可能な地域社会を創り上げていくことが求められる。今後は、民間団体が自立的・持続的に活動を行うことができる環境整備が重要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 多様な主体が効果的な活動を進められるよう、東日本大震災の知見を収集・整理し、関係団体の育成・整備、ボランティア受入れ体制の整備等、平時からの関係者間の協力体制を整備し、地域の共助を推進する必要がある。

(6) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

(成果)

- ・ 令和元年 9 月に岩手県釜石市においても試合が開催されたラグビーワールドカップ 2019 を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝や、復興しつつある被災地の姿を世界に発信した。
- ・ また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、駐日大使等との意見交換や令和元年 6 月に開催された G20 大阪サミット

を始めとする様々な国際会議等の機会を捉えた情報発信、在京大使館関係者や海外メディアによる被災地訪問等の取組を推進している。

- ・ 犠牲者への追悼と鎮魂、東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承のため、岩手県、宮城県及び福島県において、国営追悼・祈念施設の整備を推進し、岩手県において一部利用を開始している。

(今後の課題)

- ・ 復興の状況や放射線に関する科学的な知識等の効果的な情報発信等により、いまだ根強く残る農林水産業や観光業等への風評被害への対応を進める必要があり、海外における風評被害への対策も必要である。
- ・ 国営追悼・祈念施設については、岩手県及び宮城県では令和2年度末目途の利用開始、福島県では同年度中の一部利用開始に向けた整備を推進する必要がある。
- ・ 国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める必要がある。
- ・ 東日本大震災以降も全国各地で災害が頻発する中、東日本大震災の貴重な教訓・ノウハウを全国の防災力向上につなげるため、防災教育の充実等の取組が必要である。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、世界中の人々に復興しつつある被災地での競技開催や福島のJヴィレッジをスタート地とする聖火リレー、被災地産の食材・資材の活用等の取組を発信することが重要である。

2. 復興を支える仕組み

(1) 復旧・復興事業の規模と財源

(成果)

- ・ 「復興財源フレーム」の策定により、復興期間の事業規模を示した上で、あらかじめ財源を確保し、また、東日本大震災復興特別会計を設置し、さらに、復興事業に対する補助率の^{かさ}嵩上げや震災復興特別交付税等により地方公共団体の負担の軽減等の前例のない手厚い財政支援を実施したことで、被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した。

(今後の課題)

- ・ これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割分担、過去の大規模災害の取組事例等を踏まえながら、

復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、これを確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する必要がある。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 東日本大震災の例も踏まえ、今後の大規模災害の復旧・復興施策における適切な財政支援のあり方を検討していくことが必要である。
- ・ 今後、南海トラフ地震等の大規模災害への対応に備え、財源確保のあり方についても、不断に議論を積み重ねておくことが重要である。

(2) 法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

(成果)

- ・ 東日本大震災復興特別区域法³⁰の制定により、被災地方公共団体が被災状況や復興の方向性に合致する特例を選択して活用することができることとした。これにより計画に位置付けた特例措置が活用され、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献した。
- ・ 東日本大震災復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了する見込みである。

(今後の課題)

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例については、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化する方向であり方の検討が必要である。
- ・ 復興特区税制については、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討が必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 災害の規模・態様、被害状況や地域特性に応じた制度の検討が効果的である。また、講じられた施策のうち活用が不十分であった措置を検証するとともに、地域によって異なる復興の進捗状況を踏まえ、適時適切な見直しを図ることが必要である。

② 福島復興再生特別措置法

(成果)

- ・ 福島復興再生特別措置法³¹の制定や復興の進捗状況に応じた同法の改正に

³⁰ 平成 23 年法律第 122 号

³¹ 平成 24 年法律第 25 号

より、原子力災害からの復興に特化した基本方針や制度的基盤を整備した。これにより、帰還のための生活環境整備の進展、特定復興再生拠点区域の整備の推進、福島イノベーション・コースト構想の推進等による産業の復興・再生、風評払拭に向けた取組の推進等、福島の復興・再生に貢献してきた。

(今後の課題)

- ・ 福島復興再生特別措置法に基づく帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化により、地域の更なる復興・再生を図ることが必要である。
- ・ 農業については、これまでの取組に加えて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化が必要である。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を更に進める必要がある。
- ・ 国内外に根強く残る風評被害への対策を進める必要がある。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 原子力災害という特殊性を踏まえ、当該原子力災害からの復興に特化した新法を制定した上で、復興の進捗状況に応じた法改正を行い、政府としての基本方針や制度的基盤を整備してきた。

今後起こり得る大規模災害に対しても、災害の規模・態様、被害状況や地域特性に応じた制度の検討が必要である。

③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等

(成果)

- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法³²等に基づき設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興機構による債権買取等の二重ローン対策により、被災事業者の事業再生を支援し、相当数の雇用維持に貢献した。

(今後の課題)

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策について、支援決定期限である令和2年度末までの期間を最大限有効活用し、支援措置の周知を徹底しつつ、可能な限り多くの事業者が制度を活用できるよう全力で取り組む必要がある。
- ・ 両機構それぞれにおいて、支援継続中の事業者に対する事業再生計画の完了まで支援していく。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 今後の大規模災害において、二重ローン対策を講じる場合、今回の両機構

³² 平成23年法律第113号

による支援の取組が参考となる。

- ・ 福島相双復興官民合同チーム等と同様の第三者機関との早期連携、金融機関との情報共有・連携を密にする体制の構築が重要である。

(3) 自治体支援

(成果)

- ・ 東日本大震災においては、小規模で財政力に乏しい地方公共団体が多く被災したことを踏まえ、震災復興特別交付税等による財政支援や、全国の地方公共団体から被災地方公共団体への応援職員の派遣等による人材確保対策（岩手県、宮城県及び福島県への派遣等は、最も多い平成 26 年度には約 1,700 名、令和元年度には約 900 名、同三県の市町村への派遣等は、最も多い平成 27 年度には約 2,500 名、令和元年度には約 2,000 名）を実施し、被災地方公共団体による復旧・復興事業の円滑な実施に寄与した。

(今後の課題)

- ・ 復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みとして、震災復興特別交付税や人材確保対策等の自治体支援のあり方の検討が必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 東日本大震災以降の大規模災害においても、全国の地方公共団体から応援職員を派遣する中長期派遣スキームが効果的に機能しており、将来の大規模災害においても、被害の規模・態様を勘案し、今回の支援例も参考としつつ、適切な支援が検討・実施されることが必要である。
- ・ 今後の大規模災害への備えのほか、平時におけるインフラの継続的な維持・管理の観点からも、各地方公共団体における技術職員の確保・育成の視点が必要であり、このような職員の確保等により、あらかじめ今後の大規模災害の発生時における応急対策から復興までを見据えた体制を構築しておくことが重要である。

3. 組織

(成果)

- ・ 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、平成 24 年 2 月に内閣直属の組織として設置された。内閣総理大臣を主任の大臣とし、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置くことにより、政府が一体となって復興に取り組む体制を実現し、迅速に意思決定を行い、復興を推進する役割を果たしてきた。具体的には、復興庁は、復興施策に関する企画・立案・総合調整を担い、関係省庁の事業を統括・監理し、復興事業予算の一

括要求・確保等を行うとともに、地方公共団体との窓口として岩手県、宮城県及び福島県に復興局を設置することで、復興事務のワンストップ対応を推進してきている。

(今後の課題)

- ・ 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、引き続き復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くこととしたところであり、被災地方公共団体等の意見を聞きつつ、後継組織の具体化を検討する必要がある。
- ・ 被災地における復興事業の状況を踏まえ、各復興局の設置場所について検討することが必要である。

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 復興庁においてこれまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用することにより、防災と復興の有機的連携を図ることが重要である。

Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針

これまでの復興に向けた取組により、現在、地震・津波被災地域においては復興の総仕上げの段階に入っている。また、原子力災害被災地域においては復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。このように、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では、復興の進捗状況が大きく異なるため、両者を区分し、以下のとおり、復興・創生期間後の復興の基本方針を示す。

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

このため、地震・津波被災地域において復興・創生期間後の復興を進めるに当たっては、「Ⅰ. これまでの復興施策の総括」により復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了する見込みであること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

① ハード整備

- ・ 公共インフラの整備等のハード事業については、復興・創生期間内に一日も早く完了させることを目指すが、関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続する。
ただし、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要であることから、復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続する。
- ・ 東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）については、復興・創生期間内におおむね事業が完了する見込みであり、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了をもって廃止する。
- ・ 災害復旧事業及び復興交付金事業以外の復興施策として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業については、復興・創生期間の終了をもって廃止する。なお、復興・創生期間内に完了しない部分については、一般施策へ移行した上で、引き続き実施する。

② 心のケア等の被災者支援

- ・ 復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがいのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことから、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。
また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情等を踏まえ、適切な支援のあり方を検討する。
なお、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。
- ・ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。

③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を

踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。

④ 住まいとまちの復興

- ・ 復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指しているところであるが、応急仮設住宅の供与終了後の解体撤去が完了しない場合は、引き続き支援を行った上で、一刻も早い完了を目指す。
- ・ 被災者生活再建支援金については、地震・津波被災地域では、復興・創生期間内に支給がおおむね終了する見込みであるが、再建宅地の造成が復興・創生期間の終盤に完成する地区等においては、期間内に一部支給が終わらない可能性がある。対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する。その際、各被災地方公共団体の災害公営住宅に係る今後の財政運営状況、過去の大規模災害における取組事例、国と地方の適切な役割分担、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら、適切に支援水準の見直しを行う。
- ・ 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き区画の情報提供、マッチングの取組等、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する。また、防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、土地利用計画の策定、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進や、具体的な土地利用ニーズに応じた産業系用地の基盤整備の支援など、復興・創生期間まで行ってきた支援や実績を踏まえ、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する。

⑤ 産業・生業

- ・ 中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。
- ・ 企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大4年間（令和5年度末まで）・運用期限を最大5年間（令和7年度末まで）延長する。

- ・ 農林水産業の再生については、地震・津波被災地域では、農地・農業用施設、木材加工流通施設、漁港施設、水産加工施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了する見込みであるが、被災地の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題である。このため、復興・創生期間後は、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援する。

⑥ 地方単独事業等

- ・ 復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、復興・創生期間後に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）等の地方単独事業について、支援を継続する。
- ・ 地方税法や東日本大震災復興特別区域法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等（放射性物質に関する農林水産物のモニタリング検査等）について、支援を継続する（個別の事業については、原子力災害被災地域の関連部分で記載。）。

（２）原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、双葉町³³を除いた計 10 市町村において、帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、6 町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進んでおり、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。一方で、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。

福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性

³³ 双葉町の避難指示解除準備区域については、令和元年度末までの避難指示解除を目指している。

(中間貯蔵施設の受入等)を踏まえながら、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進める。

なお、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、復興・創生期間の終了から5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体のあり方について見直しを行う。

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、中長期ロードマップに基づき、30～40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智^{えいち}を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。
- ・ 今後、福島の復興・再生が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取出しなどの難易度が極めて高い取組が行われていくことから、これまで以上に、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、廃炉を着実に進めていく。
- ・ 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、災害に対応し電力の安定供給を確保する観点から、電力ネットワークの強靱化^{きょうじん}等を進めて行く中でも、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会での議論や、地元を始めとした関係者の意見を踏まえ、適切に対応する。
- ・ また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の決定を受けて、地域経済への影響にも配慮しつつ、東京電力が今後、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、円滑かつ確実に廃炉を進めていくよう図っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにする。
- ・ 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることにより、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育

成されるような体制づくりを進める。

② 環境再生に向けた取組

- ・ 平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき面的除染を完了した。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、令和 3 年度までにおおむね搬入完了を目指す（また、これに先立ち、令和 2 年前半までには幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。）。なお、令和元年度以降の除去土壌等の輸送予定量はこれまでに比べ大きく増加していることから、輸送に当たっては安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場については、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」³⁴に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行う。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、政府一体となって取組を進める。さらに、福島県外での最終処分に関する調査・検討を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。

③ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづく

³⁴ 平成 28 年 4 月策定、平成 31 年 3 月見直し（環境省）

りやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。フォローアップ除染やリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

- ・ 他方、発災から間もなく9年が経過する中で、被災地は、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行するとともに、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める。同時に、公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣被害対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討する。
 - ・ 復興公営住宅³⁵の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やこれに関連するコミュニティ形成のための施策については、おおむね完了する見込みであるため、完了まで引き続き必要な支援を行うとともに、仮設住宅に入居している避難者に対して個別に意向を確認しながら恒久住宅への住み替えを丁寧に進める。
 - ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院などの地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。
 - ・ 教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。
- また、避難先の子どもを含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- ・ 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等によ

³⁵ 原子力災害からの長期避難者向け災害公営住宅の呼称

る丁寧な支援を継続する。

- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成 24 年 9 月末までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していたが、それ以降は避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続してきた。これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、適切な見直しを行う。
- ・ 中長期、広域の視点で策定された「福島 12 市町村の将来像」³⁶の提言については、関係省庁、県、市町村等が連携し、令和 2 年時点における提言の進捗状況を総点検した上で、その具体化と実現に向けて取り組む。
- ・ 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、必要な対応を継続する。また、被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、国は東京電力を指導する。
- ・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6 町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。フォローアップ除染やリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。また、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。
- ・ 帰還困難区域を抱える 6 町村については、地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- ・ また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供するとともに、それぞれの地域の実情や、土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進める。なお、帰還困難区域においては、復興・創生期間後も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。

³⁶ 平成 27 年 7 月 30 日福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真に基づき、福島の浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、福島の浜通り地域等で一体となって取組を進める。
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の重点分野を中心に、産業集積に向けた取組を進める。
- ・ これまでの福島イノベーション・コースト構想の課題を踏まえ、福島ロボットテストフィールド等の関連施設との連携を強化しつつ、特に、上記重点分野を中心に、福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への発信等を推進する。このため、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」が検討を進めている、国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に最終取りまとめを行うとともに、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点に関する検討を行い、令和2年内を目途に成案を得る。
- ・ また、30年から40年間に及ぶとされている廃炉事業について、地元企業が積極的に参画できるよう、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。
- ・ 福島の浜通り地域等における産業振興に向けて、地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を促進する。また、地域の優位性を高めるための規制緩和等を行うとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制の構築を進める。
- ・ 初等中等教育機関における特色ある教育プログラムや、高等教育機関による教育研究活動を引き続き支援する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業等による拠点の利活用を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進めるとともに、安定的運営のため、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立的・持続的運営に向けた道筋を検討する。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化に対

応した税制措置等を検討する。

- ・ 福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」³⁷の実現のため、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築に向けた取組を着実に推進する。
- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生等の施策を通じて、復興の新たなステージを目指すため、復興まちづくりと脱炭素の両立に向けた支援や官民連携でのリサイクル事業への支援、福島県内の自然資源の活用による「ふくしまグリーン復興」³⁸の推進等、「福島再生・未来志向プロジェクト」³⁹の取組を進める。

⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チームによるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業の再建に向けて、同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、被災地域の生活や経済活動の拠点となる商業施設の自立化や、地域経済の活性化等の取組を担うまちづくり会社の創設・運営に向けた支援等を実施する。
- ・ また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、今後、避難指示が解除される特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

さらに、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援する。

- ・ 事業者の自立化を見据えつつ、こうした支援を効果的・効率的に進めるには、福島相双復興官民合同チームや商工会等の地元機関が連携した支援が必要であり、これら支援体制の強化を行う。
- ・ 仮設店舗等の移設・撤去等については、被災地のこれまでの復興の進捗状況を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構が原子力災害被災12市町村に譲渡したものに限り、支援を継続する。
- ・ 農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、引き続

³⁷ 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指す構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定）

³⁸ 平成31年4月22日「ふくしまグリーン復興構想」（環境省・福島県公表）

³⁹ 平成30年8月3日「福島再生・未来志向プロジェクト」（環境省公表）

き営農再開を促進する。加えて、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営に向けて、外部からの参入も含めた農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化及び被災地方公共団体への人的支援の強化を図る。さらに、IT 技術等を活用したスマート農業を推進する。また、農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等について、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を踏まえ、引き続き支援を実施する。あわせて、大学や研究機関、民間企業等が連携し、酒類等被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する研究開発を推進する。

- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。さらに、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。加えて、木材産業の再生に向けて、木材製品等に係る安全証明体制の構築、パーク等の滞留対策や有効利用を推進する。
- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については依然として試験操業が続いていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対する支援を継続する。

⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等により引き続き取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、改訂した放射線副読本の活用状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、学校現場での活用を促す工夫等により、放射線に関する科学的な知識等や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。
- ・ また、海外に対しても、国際会議やイベント等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。

- ・ 福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓のため、これまでに第三者認証 GAP⁴⁰や水産エコラベル⁴¹等の取得促進など、信頼される産地づくり、特色を活かした産品の販路拡大に向けた取組を着実に支援してきた。復興・創生期間後も、福島県産農林水産品をめぐる課題に対応した効果的な施策により、民間企業の協力も得ながら、同県産品ならではの強みを活かしたブランド力の向上を図るため、生産・流通・販売の各段階における取組を推進する。また、同県産品が適正な評価を受けて取り扱われるよう、福島県農産物等流通実態調査⁴²の結果に基づき小売・流通事業者に対して適切に指導等を行うほか、バイヤーツアー等の支援により小売・流通事業者と農業者等との対話を促す。
- ・ 観光については、地域が行うインバウンド誘客等の取組への支援等により、東北6県全体では堅調に推移している。今後は、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用した観光振興の成果を踏まえ、観光振興の更なる展開を東北6県において図る必要がある。また、特に福島県では教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残っていることから、復興・創生期間後の対応としては、同県が行う観光復興に向けた取組に対象を重点化した上で支援を継続する。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けて、引き続き、あらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援する。
- ・ 福島の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした放射線不安へのきめ細かい対応を行う。
- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。

⑦ 地方単独事業等

- ・ 復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、復旧・復興事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）、原子力災害に伴う風評被害対策や子どもの教育環境整備等の地方単独事業について、支

⁴⁰ 第三者機関が農畜産物・特用林産物（きのこ等の食用に限る）の生産者の GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を審査し、正しく実施されていることを証明する民間の認証制度

⁴¹ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキームのこと

⁴² 平成31年3月「平成30年度福島県産農産物等流通実態調査」（農林水産省）

援を継続する。

- ・ 地方税法や福島復興再生特別措置法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

(3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 復興・創生期間後においても、復興の進捗や被災地の状況について、随時分かりやすく情報を発信するとともに、国際会議等の各種機会を捉えて、原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。
- ・ 福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進める。復興・創生期間中に整備が完了する予定の岩手県及び宮城県に設置する同施設を含め、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、同震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、情報発信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 「Ⅰ. これまでの復興施策の総括」において、今後の大規模災害に向けた教訓を示したところであり、多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等の普及・啓発を図る。
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害などの危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。
- ・ 特に、東日本大震災からの復興においては、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体の連携が重要な役割を果たしたところであり、人口減少や産業空洞化等の「課題先進地」である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する。
- ・ また、復興・創生期間後において多様化・複雑化する地域・個人の課題にきめ細かく対応するため、引き続きNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限生かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用する。
- ・ 復興庁の設置から10年目を迎えることを踏まえ、復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、取りまとめる。

2. 復興を支える仕組み

(1) 復旧・復興事業の財源等

- ・ 復興・創生期間後の復興施策の方向性を踏まえて当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施する。
- ・ 現時点で、令和3年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台半ばと見込まれ、令和2年度までの事業規模が31兆円台前半と見込まれることを踏まえると、令和7年度までの15年間の事業規模については、32兆円台後半となると見込まれる。
一方、これまで確保した財源(32兆円程度)については、実績等を踏まえると、32兆円台後半になると見込まれ、事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる。
- ・ 復興・創生期間中の予算の執行状況等を踏まえ、引き続き、事業規模と財源について精査し、令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする。
- ・ 原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・ 東日本大震災復興特別会計は継続する。復興・創生期間後においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。
- ・ 震災復興特別交付税制度は継続する。「Ⅱ. 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業(国の直轄・補助事業や地方単独事業等)について、引き続き支援する。

(2) 法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続する。
- ・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行

うことについて検討する。

また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。

- ・ 復興交付金については、復興・創生期間内におおむね事業が完了する見込みであり、復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了をもって廃止する。

② 福島復興再生特別措置法

- ・ 住民の帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直しを行いながら、避難指示解除区域等の復興・再生を図る。
- ・ 農業については、地元の担い手に加えて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進による営農再開の加速化を図る。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の推進の中核的な機関である公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が十分に活動できるような国職員派遣のための制度整備等、同構想を軸とした産業集積の加速化、人材育成等を更に進める。
- ・ 復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する。
- ・ 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた諸外国・地域への働きかけの強化を図る。
- ・ 国が策定する基本方針の下、広域地方公共団体である福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することとするなど、計画制度の見直しを行う。

③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等

- ・ 令和2年度末までの二重ローン対策の支援決定期限について、被災・支援企業における経営上のニーズも踏まえ、更なる延長の是非も含め、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による支援のあり方について検討する。
- ・ 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる被災事業者からの相談受付や債権買取先に対する経営支援等については、被災地域における事業者の復興状況や、産業復興機構の出資者である県、地元の金融機関等の意向を踏まえ、あり方を検討する。

(3) 自治体支援

- ・ 被災地方公共団体においては、引き続き人手不足の状況が続いていることから、復興・創生期間後においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国

の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用に加え、復興庁が採用した非常勤国家公務員を被災市町村に駐在させるなど、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。

- ・ 「Ⅱ．１．復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。

３．組織

- ・ 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後 10 年間延長する。被災地方公共団体からの強い要望等も踏まえ、復興庁は引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。
- ・ 近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。これを通じて、防災と復興の有機的連携を図る。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持して、「現場主義」の徹底により、復興の更なる加速化を図る。岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市には支所を設置する。具体的位置については、復興の進捗状況及び被災地方公共団体の意見等を踏まえ、決定する。福島は本格的な復興・再生の途上にあることから、福島復興局を引き続き福島市に置き、富岡町と浪江町の支所を維持する。
- ・ 復興・創生期間後の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5 年目に当たる令和 7 年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講じる。

４．その他

- ・ 以上の取組に関連して、法律の改正により措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものについては、次期通常国会に所要の法案の提出を図る。
- ・ 復興庁は、復興・創生期間後においても、毎年度、本基本方針の実施状況を

含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。

- ・ 令和元年台風第 19 号等による甚大な被害に対して、東日本大震災からの復旧・復興事業に遅れが生じないように、令和元年度補正予算等により、対応に万全を期する。また、関係省庁及び被災地方公共団体等が連携して、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」⁴³に基づく取組を着実に実行し、被災地の一日も早い復興を目指して取り組む。

⁴³ 令和元年 11 月 7 日台風第 19 号等被災者生活再建支援チーム決定